

# PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

平成31年2月  
環境省廃棄物規制課

# 地方環境事務所の体制強化

- 自治体の掘り起こし調査の支援やPCB廃棄物の処分に係る保管事業者への指導強化のため、平成29年度から、地方環境事務所にPCB廃棄物処理に係る専任の任期付職員を配置。
- 電気機器関係、廃棄物関係など専門性を持つ職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の連携を図るとともに、自ら事業者指導等も実施。
- 引き続き更なる体制の増強を図っていく。（平成31年度は近畿以東の各事務所で増員。）

## ＜PCB廃棄物処理推進に係る各地方環境事務所の任期付職員の定員数＞

地方環境事務所	職位	現状	H31増員	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
東北地方環境事務所(仙台市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
関東地方環境事務所(さいたま市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中部地方環境事務所(名古屋市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
近畿地方環境事務所(大阪市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

# 都道府県市による掘り起こし調査の支援

- 都道府県市によるPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

## (1) PCB全般に関する 相談窓口

- ・PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- ・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付  
(問合せ内容の例)
- ・PCB特別措置法 ・掘り起こし調査 ・PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
- ・PCB廃棄物等の処分方法 ・PCB分析会社の紹介 ・補助金制度等の紹介

## (2) 掘り起こし調査の 問合せ対応

- ・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

## (3) 現地調査及び立入 検査の支援

- ・PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- ・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

## (4) 自治体担当者向 け説明会

- ・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

## (5) 事業者向け説明 会

- ・一般事業者、保管事業者を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

# 北九州事業地域の自治体による行政処分の実施状況(平成31年1月31日時点)

- 北九州事業地域で改善命令又は代執行の対象となった事案は、11県市で計17件。

※うち6件は処分期間後に新規発覚。

保管事業者が存在し改善命令を発出:9件

資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対して改善命令を発出。

- ・改善命令期限内に履行完了:2件
- ・改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施:4件
- ・改善命令期限後に代執行を実施:1件
- ・保管事業者の法人登記は残っているが、実質的に存在しない(休眠状態)ため、代執行を実施:2件

保管事業者不存在により代執行を実施:8件

保管事業者が既に破産している等の理由により、改善命令を経ずに直接代執行を実施。(代執行完了:7件、代執行予定:1件)

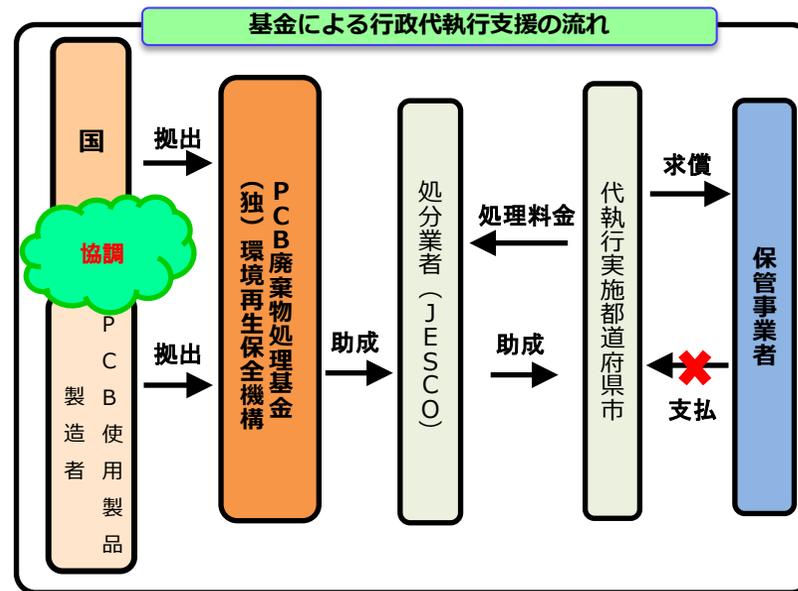
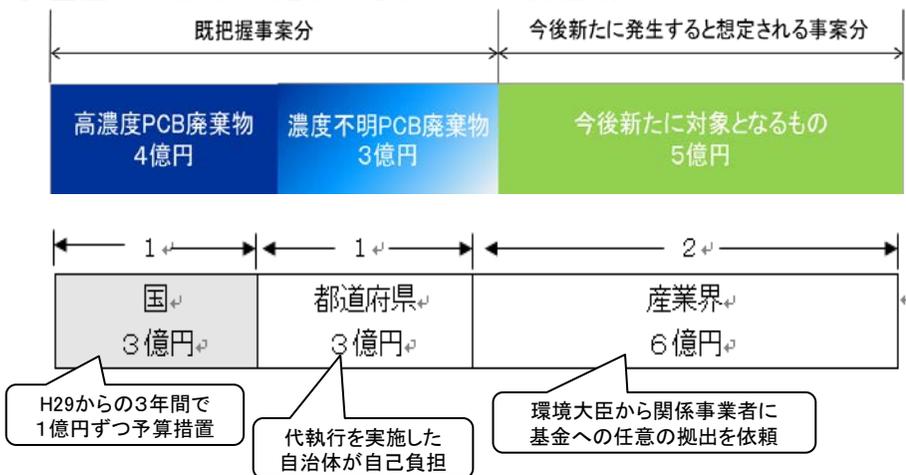
## 年度末の行政処分等の対応

- 平成30年度に入っても、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚する事案が発生。(平成31年1月31日時点で216件。)
  - 平成31年1月以降に新規発覚した場合、改善命令を行う時間的余裕がないことから、
    - ・1月に新規発覚した事案は、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、行政代執行を実施する
    - ・2～3月に新規発覚した事案は、直ちに行政代執行を実施する
- 等の考え方について、北九州事業地域の自治体に通知し、自治体への説明会を実施。

# 高濃度PCB廃棄物の代執行費用への財政的支援について

- ◆ 高濃度PCB廃棄物に関し、保管事業者が処分期間内に処分を行わない場合、都道府県市が代執行を行うこととなる。その費用は、保管事業者から徴収することが原則であるが、使用機器の製造から40年以上が経過する中で、破産、死去等により保管事業者が不存在の場合など、徴収が困難と見込まれる事例も存在する。
- ◆ このような場合、都道府県市が、事務執行に係る負担に加えて代執行に係る費用の全てを負担することは必ずしも適当ではないため、(独)環境再生保全機構に置かれている「PCB廃棄物処理基金」の枠組みを活用し、国、関係事業者(PCB及びPCB使用製品製造者)から費用を支援する。
- ◆ 具体的には、都道府県市が代執行を実施した場合に、その必要額の3/4をPCB廃棄物処理基金より支援する。

## ○ 基金の必要額の推計及び関係者の負担割合



## ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(抜粋)

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の責務)

第四条 ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対する要請)

第二十二条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出せんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

- 自治体が代執行する上で必要となる手続きを迅速かつ適正に遂行できるよう、専門家派遣等による実務支援を行うため、予算事業により以下を実施。
- これまでに3件の事案に支援を実施。

## <具体的な支援内容>

### (1) 代執行に係る書類作成等の補助

#### (具体例)

- 行政代執行実施にあたり必要となる詳細な経費見積もり等に関する技術的支援
- 代執行の対象者・対象物の特定等に関する法令面・技術面での支援【実績1件】
- 代執行対象物の処理委託に当たっての詳細性状分析に関する支援【実績1件】

### (2) 代執行に係る現地確認等の実施補助

#### (具体例)

- 現地確認等の実施に際しての電気主任技術者等の専門家の派遣【実績1件】
- 代執行による廃棄物の搬出等の具体的方法の検討及び実施に係る支援(対象機器に汚損がある場合の取扱い等を含む。)【実績2件】
- 代執行に係る手続きに関する一般的な相談・確認への助言

※ 上記に例示したもの以外にも、自治体のニーズ等に合わせ順次必要な支援を行っていく

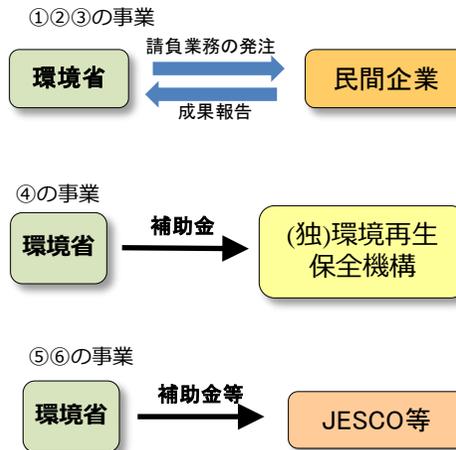
# PCB廃棄物の適正な処理の推進等に係る予算

平成31年度予算案 5,820百万円  
 (平成30年度予算 6,336百万円)  
 平成30年度第2号補正予算案 2,322百万円

## 事業概要

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行い、調査の効率化、早期化を図る。
- ② あらゆる広報の活用及び周知の徹底により、保管事業者等に対して早期処理を促す。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
- ④ PCB廃棄物処理基金を(独)環境保全再生機構に造成し、PCB使用製品製造者と協調した行政代執行に係る地方自治体の負担軽減のための支援費用の積立を行う。
- ⑤ JESCOの処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を行う。
- ⑥ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

## 事業スキーム



豊田事業所

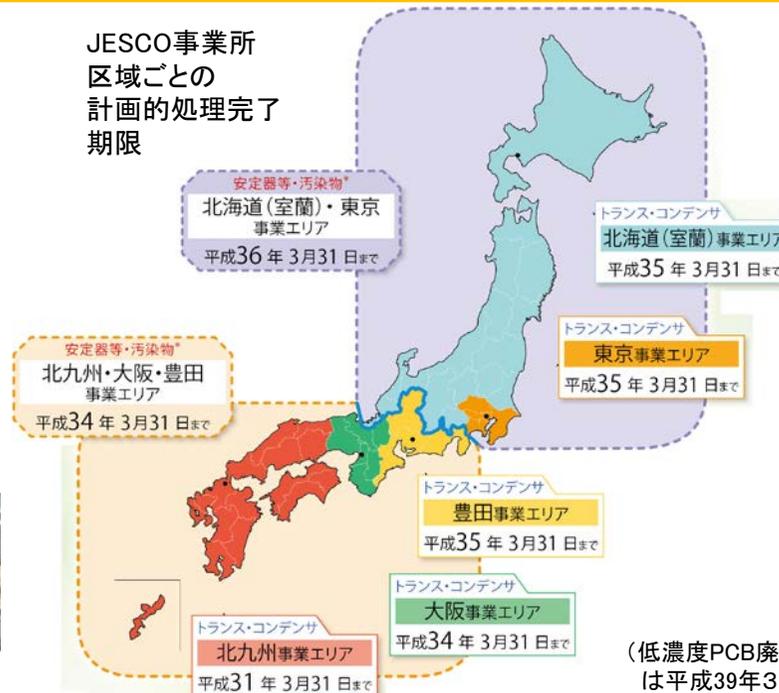


大阪事業所



北九州事業所

JESCO事業所  
 区域ごとの  
 計画的処理完了  
 期限



北海道(室蘭)事業所

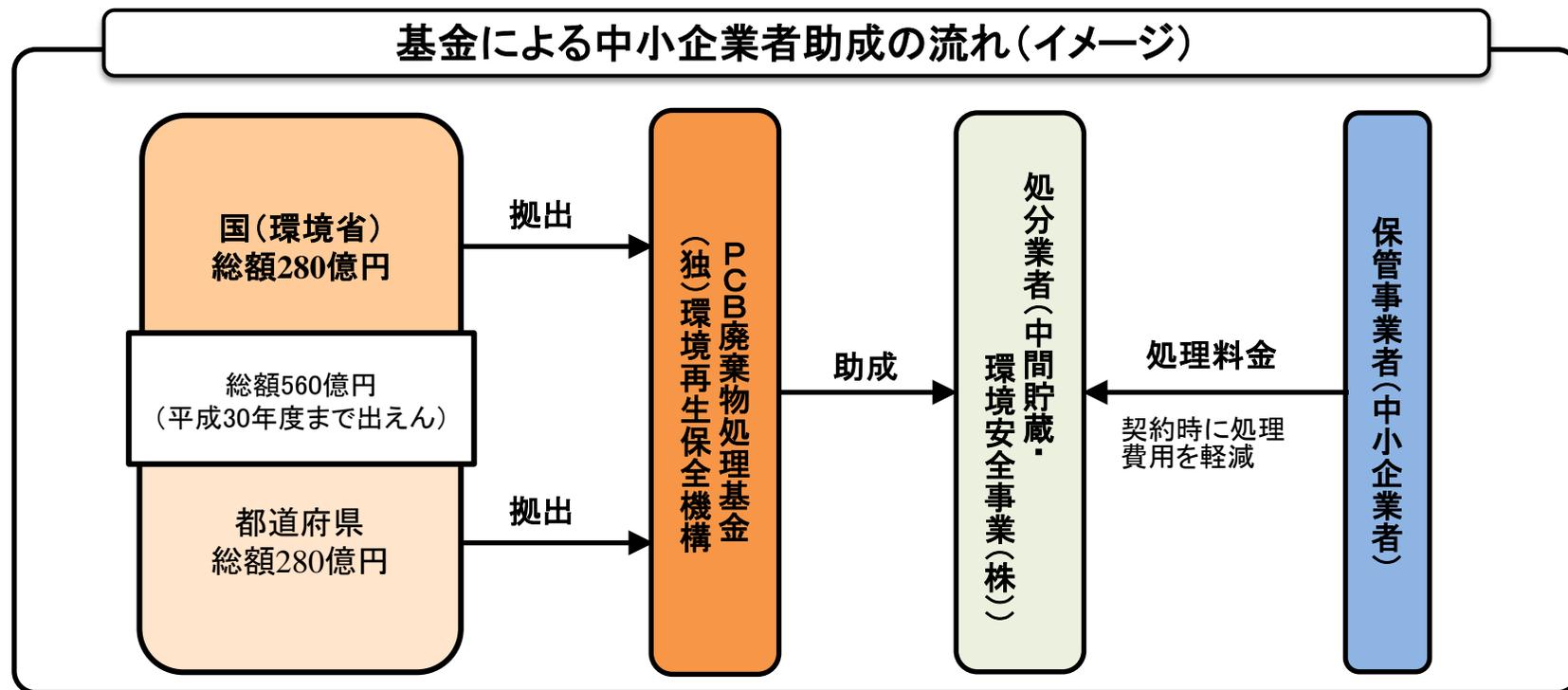


東京事業所

(低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで)

# 中小企業者等の負担軽減措置

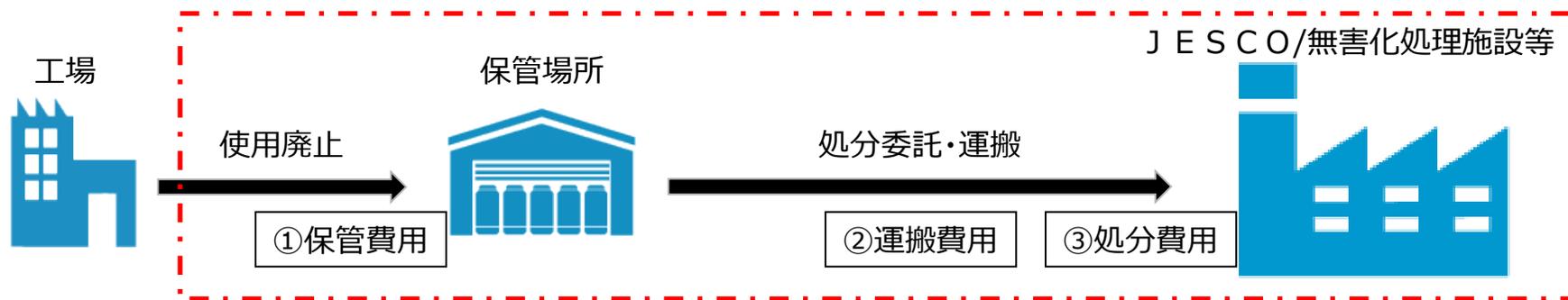
- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%**を軽減している。



※会社法に基づく「会社」以外の法人であって中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、助成の対象となる規模が一律に「従業員100人以下」としていたところ、中小企業支援法に規定する業種毎に定める基準(最大で900人以下)を適用するため、所要の法令改正を実施。

# 日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



## 貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託まで保管に係る費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

## 貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.30%～  
低濃度PCB：基準利率 1.11%～